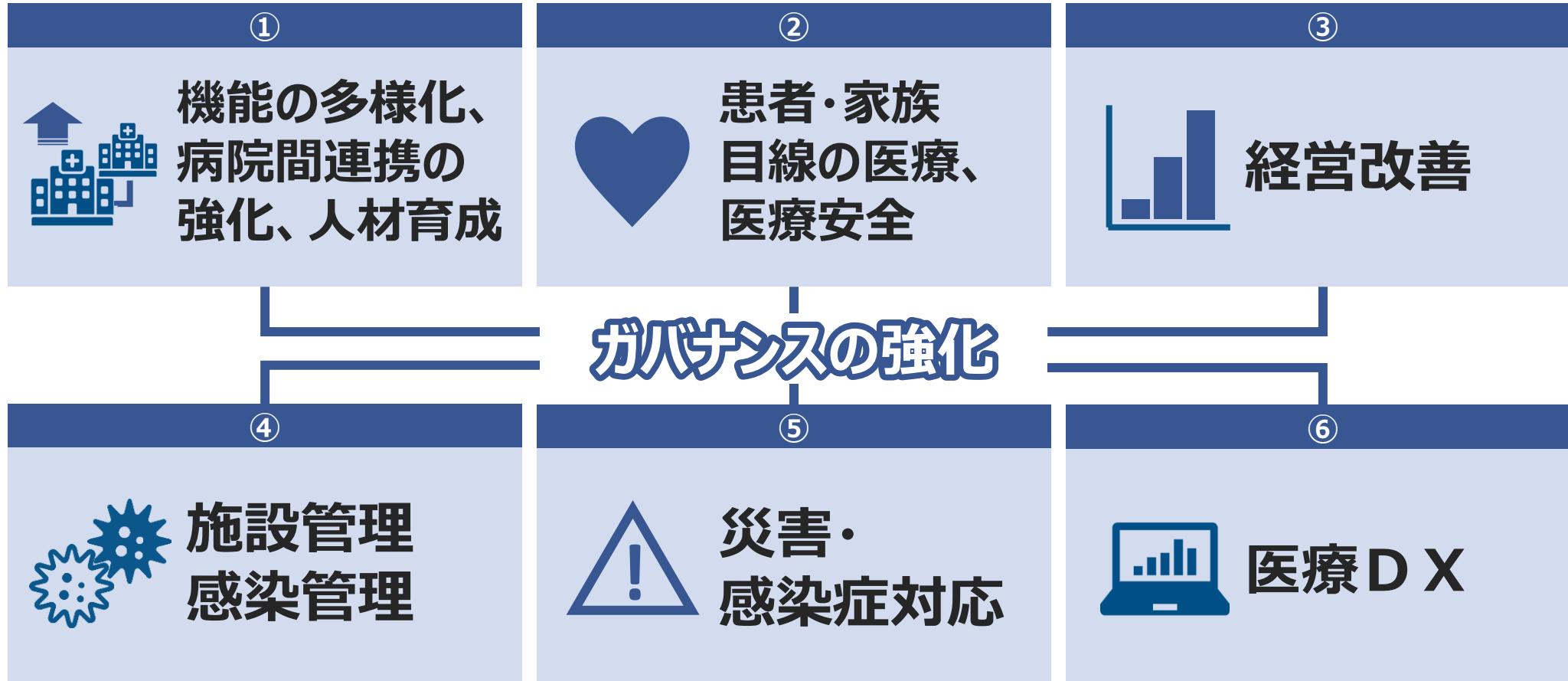


# 第四期中期計画の概要

神奈川県立病院機構  
令和7年3月

# 第四期中期計画期間における重要項目





## 機能の多様化、病院間連携の強化、人材育成

### 機能の多様化

少子高齢化の進展



訪問診療	オンライン診療
併存疾患対応	合併症対応
生活福祉支援	未設診療領域

### 病院間連携の強化



### 人材育成



- ・ 高齢者に対する総合的な医療提供体制の構築
- ・ 高齢者の併存疾患や合併症への対応
- ・ 退院後の自立した生活のための支援等のシームレスな支援
- ・ 5つの病院で対応できない診療領域への、診療科の増設を含めた検討

#### 計画記載箇所

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置  
 1 高度医療の提供 (1) 機能の多様化と病院間連携の強化 ア 機能の多様化

#### 計画記載箇所

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置  
 1 高度医療の提供 (1) 機能の多様化と病院間連携の強化 イ 病院間連携の強化

#### 計画記載箇所

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置  
 1 高度医療の提供 (2) 人材の確保と育成

## ② 患者・家族目線の医療、医療安全

### ❤️ 患者・家族目線の医療、医療安全

#### 外部調査委員会の提言の実行

令和3年10月こども医療センターで発生した患者死亡事故を受け、外部調査委員会が取りまとめた「42の提言」を、着実に実行する。

2024.2.29 「42の提言」



2024.7.4 アクションプラン



患者の権利確保

患者安全教育

患者・市民参画

安全文化調査

インシデント報告

適切な情報共有

#### 計画記載箇所

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療

#### 患者・家族目線の医療の提供

PFM

入院から退院まで一貫して患者を支援する体制により、スムーズな医療を提供すること。



患者

#### 一つの窓口による退院支援

	(入院前)	(入院中)	(退院後)
患者	<ul style="list-style-type: none"><li>・入院案内</li><li>・問診</li><li>・各種手続</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・麻酔科診察</li><li>・栄養指導</li><li>・持参薬確認</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・手術</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活</li><li>・在宅治療</li><li>・施設入居</li></ul>

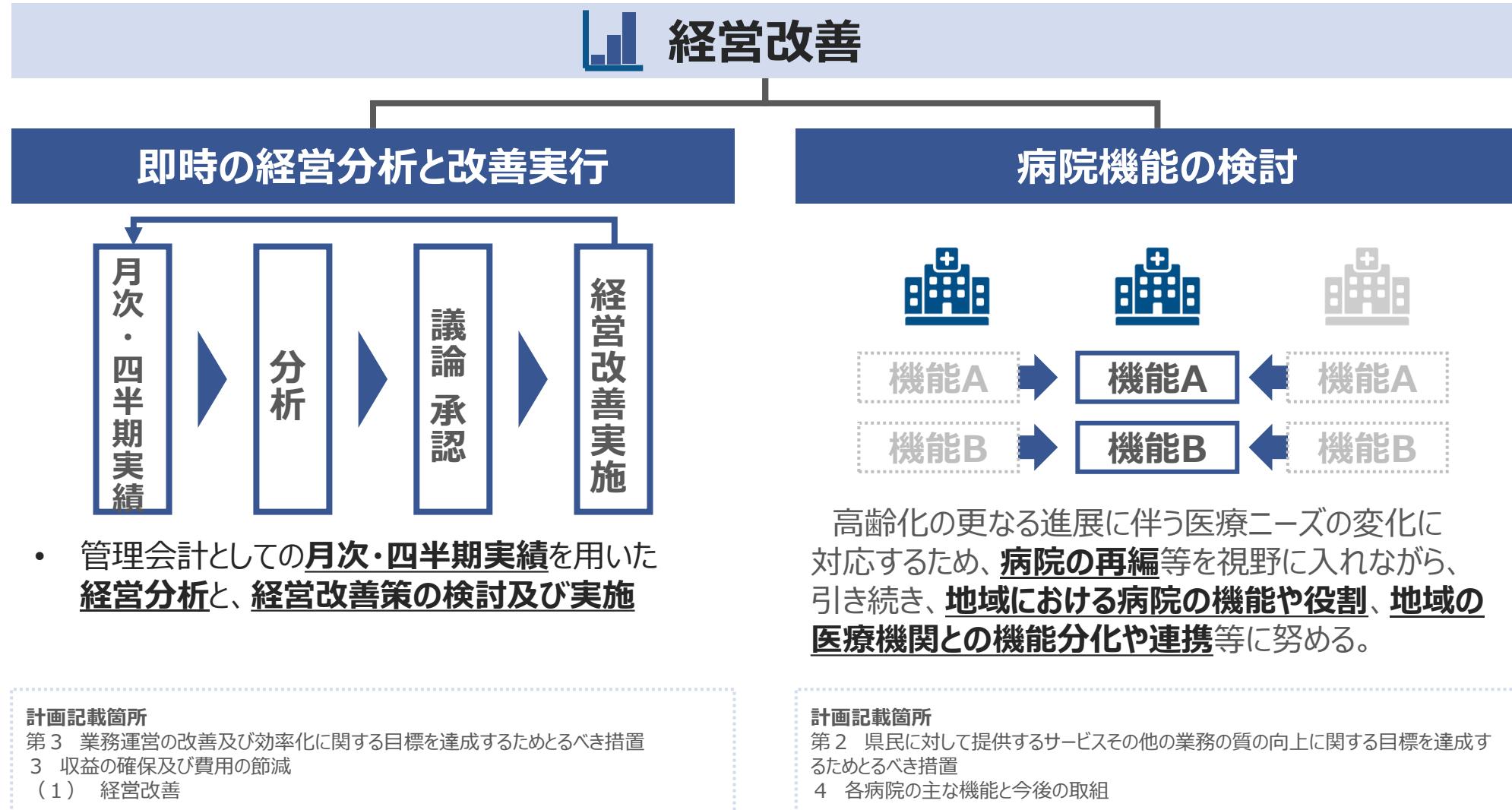
- ・治療や生活上の問題、就労支援等の多様な相談等、患者支援体制の充実
- ・ PFMの考え方に基づく円滑な入退院調整の推進

#### 計画記載箇所

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療  
イ 患者・家族目線に立った支援

### ③ 経営改善





## 施設管理・感染管理

### 施設管理

#### 日常的な保守点検



患者・家族が安心して利用できるよう、保守点検を定期的に行うなど、設備の適切な維持管理に努める。また、第四期中期目標「I 長期ビジョン」中「3 県立病院の目指す姿」を踏まえた各病院の施設整備・修繕に関する中長期的な計画を検討し、着実に実施する。

#### 計画記載箇所

第10 その他業務運営に関する重要事項  
2 施設管理及び施設整備・修繕に係る計画の検討

#### 中長期的な計画



### 感染管理・予防



- 発生状況の把握や感染源及び感染経路に応じた適切な対応
- 標準的な予防、発生時の初期対応の徹底と職員への定期的な研修
- 設備の適切な維持管理を通じた、レジオネラ属菌等の細菌感染症の予防
- (本部) 法人全体の情報共有や連携推進と各病院の感染制御推進体制の支援

#### 計画記載箇所

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置  
3 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療  
(3) 医療安全対策の推進 イ 院内の感染管理

## ⑤ 災害・感染症対策

### ⚠ 災害・感染症対応

#### 災害発生時の医療提供



災害発生時に神奈川県の医療救護活動の拠点機能を担うために、県と協力しながら、次の取組を通じて体制を整える。

- **7日間分**の医薬品等の備蓄や設備・建物の定期的な点検及び必要な整備
- 大規模災害発生時、支援を受けずに少人数で対応することを前提とした **BCP**（事業継続計画）に基づく各種訓練と必要に応じた見直し

##### 計画記載箇所

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 2 災害・感染症医療提供体制の充実・強化

###### (1) 災害医療の提供

#### 感染症発生時の医療提供



神奈川県



〔令和6年3月に  
県と協定締結〕

病院名	発熱外来			病床 確保	自宅療養者等への 医療提供	後方 支援	人材 派遣
	対応	かかりつけ 患者以外	小児 対応				
足柄上病院	○	○	○	○	-	○	○
こども医療センター	-	-	-	○	-	-	-
精神医療センター	-	-	-	○	-	-	○
がんセンター	○	-	-	○	-	○	-
循環器呼吸器病センター	○	○	-	○	電話／オンライン診療	-	-

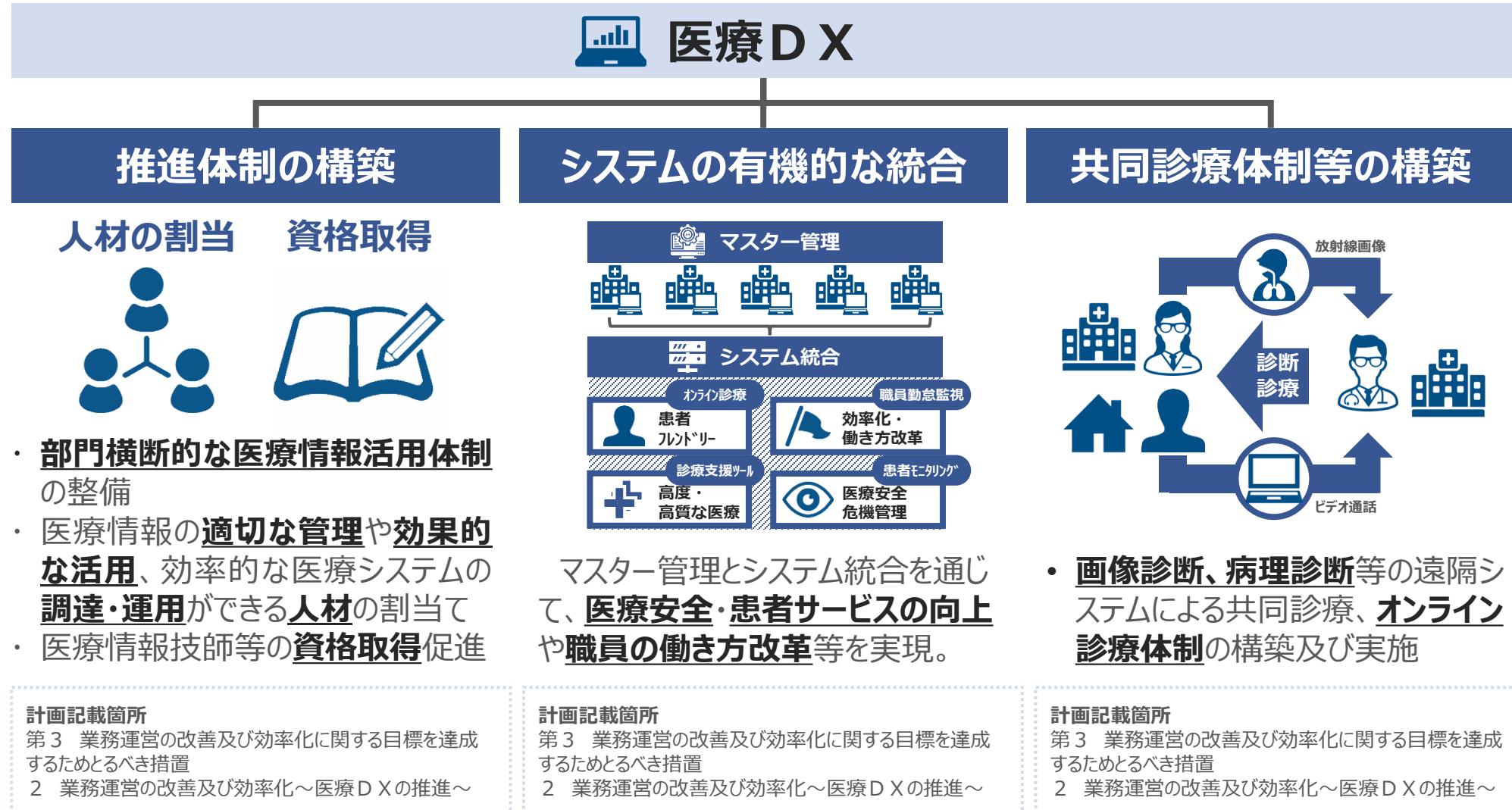
- 個人防護具の備蓄や必要な研修・訓練を通じた感染症への準備
- 新興・再興感染症発生時における神奈川県との医療措置協定による迅速な対応

##### 計画記載箇所

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 2 災害・感染症医療提供体制の充実・強化

###### (2) 感染症医療の提供



# 中期目標と中期計画の骨子比較

第四期中期目標		第四期中期計画
<b>I 長期ビジョン</b>		
1 策定趣旨		
2 本県の目指す医療提供体制と求められる県立病院の役割		
(1) 本県の目指す医療提供体制		
(2) 県立病院の役割		
3 県立病院の目指す姿		
(1) 県民に信頼される患者の安全確保と経営健全化		
(2) 多様・複雑な併存疾患等への対応力の確保及びデジタル活用による広域の医療提供		
(3) 大規模災害や感染症パンデミック等におけるフラッグシップ機能の強化		
(4) 専門機能病院と地域医療提供病院それぞれの役割とサービス提供のあり方の検討		
<b>II 中期目標</b>		
1 策定に当たって		前文
(1) 第三期中期目標期間の評価・課題		
(2) 第四期中期目標の方向性		
2 中期目標の期間		第1 中期計画の期間
3 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置
(1) 高度医療の提供		1 高度医療の提供
ア 機能の多様化と病院間連携の強化		(1) 機能の多様化と病院間連携の強化
イ 人材の確保と育成		ア 機能の多様化
ウ 最先端技術の活用と医療機器等の計画的な整備		イ 病院間連携の強化
エ 臨床研究の推進		(2) 人材の確保と育成
オ 地域の医療機関等との機能分化・連携強化		ア 人材の確保
(2) 災害・感染症医療提供体制の充実・強化		イ 人材の育成
ア 災害医療の提供		(3) 最先端技術の活用と医療機器等の計画的な整備
イ 感染症医療の提供		(4) 臨床研究の推進
		(5) 地域の医療機関等との機能分化・連携強化
		2 災害・感染症医療提供体制の充実・強化
		(1) 災害医療の提供
		(2) 感染症医療の提供

# 中期目標と中期計画の骨子比較

第四期中期目標		第四期中期計画
	<p>(3) 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療</p> <p>ア 患者・家族目線に立った医療の提供</p> <p>イ 患者サービスの充実と積極的な情報発信</p> <p>ウ 医療安全対策の推進</p> <p>エ 第三者評価の活用</p> <p>(4) 各病院の主な機能と今後の方向性</p> <p>ア 足柄上病院</p> <p>イ こども医療センター</p> <p>ウ 精神医療センター</p> <p>エ がんセンター</p>	<p>3 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療</p> <p>(1) 患者・家族目線に立った医療の提供</p> <p>ア 患者の権利確保</p> <p>イ 患者・家族目線に立った支援</p> <p>ウ 医療の質の管理</p> <p>(2) 患者サービスの充実と積極的な情報発信</p> <p>(3) 医療安全対策の推進</p> <p>ア 患者安全確保</p> <p>イ 院内の感染管理</p> <p>(4) 第三者評価の活用</p> <p>4 各病院の主な機能と今後の取組</p> <p>(1) 足柄上病院</p> <p>ア 主な機能</p> <p>イ 人材育成の取組</p> <p>ウ 地域連携の取組</p> <p>エ 再整備に向けた取組</p> <p>(2) こども医療センター</p> <p>ア 主な機能</p> <p>イ 福祉施設の取組</p> <p>ウ 地域連携の取組</p> <p>エ 医療安全の取組</p> <p>(3) 精神医療センター</p> <p>ア 主な機能</p> <p>イ 精神科特有の取組</p> <p>ウ 地域連携の取組</p> <p>(4) がんセンター</p> <p>ア 主な機能</p> <p>イ 研究・人材育成の取組</p> <p>ウ 地域連携の取組</p>

# 中期目標と中期計画の骨子比較

第四期中期目標			第四期中期計画		
		オ 循環器呼吸器病センター  力 各病院の病床数  (5) 県の施策との連携・協働		(5) 循環器呼吸器病センター ア 循環器における主な機能 イ 呼吸器における主な機能 ウ 地域連携の取組  (病床数は「第12 各病院の病床数」に記載)	
4	業務運営の改善及び効率化に関する事項	(1) 適正な業務の確保 ア 内部統制の強化 イ 重大事項等に係る報告の徹底 ウ 適切な情報の管理	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 適正な業務の確保 (1) 内部統制の強化 (2) 重大事項等に係る報告の徹底 (3) 適切な情報の管理	
	(2) 業務運営の改善及び効率化～医療DXの推進～	(2) 業務運営の改善及び効率化～医療DXの推進～		2 業務運営の改善及び効率化～医療DXの推進～ (1) 医療DXの推進体制の構築 (2) 医療DXの具体的な推進内容	
	(3) 収益の確保及び費用の節減			3 収益の確保及び費用の節減 (1) 経営改善 (2) 収益の確保 (3) 費用の節減	
5	財務内容の改善に関する事項	(1) 経営基盤の確立について (2) 運営費負担金等について ア 運営費負担金 イ 長期借入金	第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	1 経営基盤の確立について 2 運営費負担金等について (1) 運営費負担金 (2) 長期借入金	
				3 予算（人件費の見積りを含む。）（令和7年度～令和11年度） 4 収支計画（令和7年度～令和11年度） 5 資金計画（令和7年度～令和11年度）	
			第5 短期借入金の限度額	1 限度額 2 想定される短期借入金の発生理由	
			第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		

# 中期目標と中期計画の骨子比較

第四期中期目標	第四期中期計画
	<b>第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画</b>
	<b>第8 剰余金の使途</b>
	<b>第9 料金に関する事項</b>
	<b>1 診療料等</b> (1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合 (2) 診療を受ける者が（1）に規定する医療に関する給付等を受けることができない場合 (3) 診療報酬の算定方法に定めのない場合
	<b>2 その他の料金</b>
	<b>3 還付</b>
	<b>4 減免</b>
<b>6 その他業務運営に関する重要事項</b> (1) 人事に関する事項 (2) 施設管理及び施設整備・修繕に係る計画の検討 (3) 情報の公表・公開について	<b>第10 その他業務運営に関する重要事項</b> <b>1 人事に関する事項</b> <b>2 施設管理及び施設整備・修繕に係る計画の検討</b> <b>3 情報の公表・公開について</b> <b>4 長期借入金の限度額</b> <b>5 積立金の処分に関する計画</b>
	<b>第12 各病院の病床数</b>
	<b>第13 中期計画の見直しに関する事項</b>
	<b>（参考）ロジックモデル</b>

中期目標及び中期計画の骨子は**地方独立行政法人法**に規定されているため、運営にあたる重要項目は各骨子の該当箇所に当てはめて記載しています

## 中期目標

### 第25条

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要な事項

## 中期計画

### 第26条

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項